

## 報告事項（4）

## ヤングケアラーについて

（こども未来局こども家庭課）

## 1 概要

厚生労働省と文部科学省が共同で「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」（PT）を設置し、PTによる検討を経て令和3年5月に報告書が公表された。報告書では、ヤングケアラーに対する横断的なケア体制整備や実態把握などの必要性が記載されており、これらを踏まえ、本県としての対応について検討を進める。

## 2 これまでの経緯（国）

時期	内 容
H31. 3	ヤングケアラーの実態に関する調査研究（報告書）
R1. 7	要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について（厚生労働省通知）
R3. 4	ヤングケアラーの実態に関する研究調査（報告書）
R3. 5	ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

## 3 ヤングケアラーについて

## （1）ヤングケアラーの定義

「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども」（厚生労働省調査研究）

## （2）「ヤングケアラー」への認識

調査研究報告書（H31. 3）では、「ヤングケアラー」の概念を認識している要保護児童対策地域協議会は3割弱であり、認識している協議会であっても当該児童の生活実態を把握しているのは半数程度と示されている。

## （3）「ヤングケアラー」の実態

調査研究報告書（R3. 3）では、全国の中学校・高校の約1,300校の2年生約17万人を対象に調査を実施（文部科学省）した結果、12,965人が回答し、その結果、中学生の5.7%、高校生の4.1%が世話をしている家族がいると回答し、また、そのうち中学生37.6%、高校生43.3%が「精神的・身体的なきつさ」などを感じていることが示されている。

## 4 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム（厚生労働省と文部科学省の副大臣が共同議長）のとりまとめ報告

令和3年5月17日に発表されたとりまとめ報告では、ヤングケアラーに対する社会的認知度の低さや地方自治体での現状把握が不十分なこと、子ども

が「介護力」と見なされていることなどを課題とし、「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」の3点を今後取り組むべき施策として示した。

## 5 対応方針

PT 報告書の内容を踏まえ、健康福祉部と教育委員会等が連携し、

- ・実態把握調査の実施
  - ・普及啓発（教育関係者や児童福祉関係者を対象とした普及啓発や研修の実施等）
  - ・ヤングケアラーに関する相談体制
- などについて検討する。


## <参考>

### ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

#### 現状・課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
  - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
  - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

#### 今後取り組むべき施策

##### 1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

##### 2 支援策の推進

- 悩み相談支援  
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
  - ・多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
  - ・福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援  
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討  
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援  
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

##### 3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。